

2010年（平成22年）4月30日

金融庁

長官 三國谷 勝範 殿

大阪弁護士会

会長 金子 武嗣

## 既存の保険契約の履行期条項の変更に関する意見書

### 第1 意見の趣旨

保険法施行後に締結された保険契約に適用される新たな約款の一部の条項と同一の規定を、同法施行前に締結された既存契約に適用する旨を定める修正約款のうち、保険給付の履行期に関する条項（保険給付の原則的な履行期を請求から30日〔損害保険等〕あるいは5日〔生命保険〕としつつも、病院への照会などの一定の事由がある場合に事由ごとに一定日数の延伸を認めるもの）については、保険契約者の保護の見地から問題があるので、修正約款の当該条項部分の削除を命ずるか、あるいは、修正約款への変更の認可につきその一部（当該条項部分）を撤回すべきである。

### 第2 意見の理由

#### 1. 履行期に関する新たな約款条項について

保険法（平成20年法律第56号）の平成22年4月1日の施行に伴って、多くの保険会社が、同法施行前に締結した契約（以下、「既存契約」という。）に関する約款（以下、「修正約款」という。）を設け、保険法施行前に締結された契約にこれを適用すると  
の告知を行っている。

この修正約款には、保険給付の履行期に関する新たな規定が含まれており、その内容は、生命保険と損害保険その他で異なるものの、いずれも、原則的な履行期を定めつつ（生命保険にあつては請求手続から5日、損害保険その他にあつては請求手続から30日）、調査や照会が必要な場合については、その必要となる事由ごとに履行期の延長を認めるものとなっている（生命保険にあつては請求手続から45日から180日、損害保険その他にあつては請求手続から60日から180日）。いずれも、保険法施行後に締結された契約に適用される約款の規定と同一の内容となっている。

なお、各保険会社は、修正約款の適用について、保険契約者の個別の同意を求めている。

## 2. 約款条項の変更についての法的根拠の欠如

約款には拘束力があり、約款作成者である保険者が、約款条項を一方的に変更したとしても、その相手方である保険契約者には、原則として効力はなく、その効力を相手方に及ぼすためには、法律上あるいは約款上の根拠が必要である（大判大正6年12月13日民録23輯2103頁、東京高判昭和41年4月18日下民集17巻3・4号301頁）。

ところが、保険給付の履行期に関する約款条項を変更する根拠となりうる規定は、商法（保険法施行前のもの）、保険法、保険業法、いずれにも見出すことはできない。また、既存契約の約款にも、約款の規定の変更の根拠となりうる条項は見出せない。

なお、保険法附則3条2項、4条2項、5条2項は、保険法の履行期に関する規定を、同法施行後の既存契約の保険事故等について適用することを認めるものであり、これは、既存契約の履行期に関する約款の定めを変更することを認めるものではない。従って、保険法附則を根拠に既存約款の変更を認めることもできない。

従って、既存契約の保険給付の履行期に関する規定を、上記の修正約款により変更することは、法律上認められない。

## 3. 既存契約の約款規定とその効力について

従来、保険給付の履行期については、商法には定めがなく、約款により定められていたところである。損害保険の約款においては、原則として請求手続から30日以内に（ただし調査が終えられない場合には調査終了後に）保険金等を支払うと規定されていた。また、生命保険の約款においては、事実の確認がある場合を除き、請求手続から5日以内に支払うとの規定が設けられていた。

最高裁判所（最判平成9年3月25日・民集51巻3号1565頁）は、損害保険の履行期条項（火災保険普通保険約款22条）について、原則的な支払時期の定めについては合理性を認めて法的効力を認めたが、支払時期を延伸する部分については合理性がないとして、単なる「事務処理上の準則」に過ぎないとし、法的効果を認めなかった。生命保険の約款については、高等裁判所（福岡高判平成16年7月13日・判タ1166号216頁）が、同様の判断を示していた。

これらの司法的判断に従うと、従来の履行期に関する約款の定めとしては、生命保険にあつては請求手続から5日、損害保険にあつては請求手続から30日で履行期が到来し、その延伸の効果は認められないことになる。従って、上記の修正約款の履行期に関する条項は、履行期を延長することを認める部分において、保険契約者に不利益な内容となっている。

このようなことから、修正約款の保険給付の履行期に関する条項の適用を許容することは、保険契約者に不利益な変更を認めることになる点でも問題がある。

#### 4. 約款の適正化との関係

前記平成9年最高裁判決は、履行期の延伸部分に法的効力を認めなかった理由として、延伸の理由が抽象的で不明確であること、延伸期間も限定されていないこと、一方的に保険契約者側にのみ不利益を負担させることになることには合理的理由が見出せないことなどを指摘していた。この点にかんがみれば、同判決は、保険契約者の保護の観点から、実質的に約款の延伸部分を無効と判断したものと述べている。

これに対して、保険会社は、履行期を延伸することを確保しようと思えば、上記最高裁判所の判断を踏まえて、約款の規定を改定すべきであったのであり、しかも、その時間も十分にあった。しかるに、一部の自動車保険の約款を除いては、従来どおりの履行期条項を使用し続けてきたのであり、約款の適正化の努力を怠っていたと評されても致し方のないところであった。

今回のような修正約款による保険給付の履行期の事後的変更を許容すれば、約款適正化の努力の不足から、実質的に一部が無効となる条項（あるいは、おそれのある条項）を事後的に救済することを認めるに等しい。これでは、保険会社が約款を適正化するインセンティブを削ぐ結果となりかねない。

このように、約款の適正化という観点からも、修正約款の保険給付の履行期に関する条項の適用を許容することには問題がある。

#### 5. 結論（保険契約者の保護の観点から）

修正約款における保険給付の履行期に関する条項は、一見、延伸理由と限度を明確化して、既存契約の履行期条項を適正化するもののように見えるが、以上のとおり、実態としては、従来の約款条項を変更することについての法的な根拠に欠け、同時に、延伸を認めるという点で保険契約者に不利益な変更を認めるもので、しかも、不適正な約款条項を放置していたことを事後的に救済するという機能を持つものである。

このような約款条項には、私法上の効力は認めがたいものであるが、事実上であれ、今後適用されることになれば、保険契約者の保護（保険業法1条、同5条1項3号イ）の観点から問題があると思料される。そこで、貴庁には、意見の趣旨に記載の対応を行われることを求める次第である（保険業法131条、同123条1項参照）。

以上